

竹富町観光案内人条例施行規則改正(案)に係る第2回審議会以降の主な修正点

1 第11条(免許の更新)関係

条例第17条第3項の規定による講習、研修等に係る観光ガイドの修了状況を証する書類等、新規免許申請時には不要だが更新申請時には求めるべき添付書類が存在することから、第3項として添付書類に関する規定を追加。

2 第16条(登録引率ガイドの選任認可に係る審査基準)及び第23条(認可の更新)関係

審査基準のうち、これまで継続検討としていた従事実績に関する基準を設定。なお、今回規定しないこととした従事日数については、特定自然観光資源の所在する区域ごとに差異を付けるべきと考えられることを踏まえ、町長が主催又は指定する試験の受験資格等において設定を行うことを検討。

3 第17条(登録引率ガイドの選任認可に係る登録料等)関係

- ・ 登録引率ガイド選任認可に要する費用について、現行条例の運用における実績をもとに、想定される事務量と事務量に伴い発生する人件費、委託費等を勘案して、概算にて積算を実施。
- ・ 積算の結果、登録引率ガイドの選任認可制度の運用に要する費用について、その大部分を登録料等で徴収する場合には、申請1件あたり登録料は15万円を超える金額になるものと想定され、その全部の負担を観光案内人に求めることは適切ではないと判断。
- ・ そこで、積算の結果、登録引率ガイド選任認可に要する費用は、現行条例の運用に要する費用の概ね2分の1程度になるものと想定されることを踏まえ、現行条例の規定による観光案内人免許に係る登録料等の2分の1の金額を規定することとした。

4 その他

1～3のほか、条例の修正に伴う関連する規定の修正、添付書類等に係る表現の適正化、様式類の整備等の修正を実施。